

立川市災害派遣手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 4 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

旅館業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 84 号）の施行による。

立川市災害派遣手当支給条例の一部を改正する条例

立川市災害派遣手当支給条例（平成8年立川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
滞在期間	施設の区分		滞在期間	施設の区分	
	公用の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）		公用の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……

備考
公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。

備考
公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業又は旅館営業の施設以外の施設をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。